

○身体障害者障害程度等級表

〔 は、第1種身体障害者の範囲
 は、第2種身体障害者の範囲 〕

≪視覚障害≫

1級	2級	3級	4級	5級	6級
視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の②に該当するものを除く） ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の②に該当するものを除く）	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
	③周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ）が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	

≪聴覚障害、平衡機能障害≫

1級	2級	3級	4級	5級	6級
聴覚障害	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90dB以上のもの	①両耳の聴力レベルがそれぞれ80dB以上のもの ②両耳による普通話耳の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの ②一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの
平衡機能障害		平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	

≪音声機能・言語機能・そしゃく機能障害≫

1級	2級	3級	4級	5級	6級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

《肢体不自由》 ※7級に該当する障害は、2以上重複する場合でなければ身体障害者手帳の交付を受けられません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級 ※	
上 肢	① 両上肢の機能を全廃したものの	① 両上肢の機能の著しい障害の	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	① 両上肢のおや指を欠くもの	① 両上肢のおや指の機能の著しい障害	① 一上肢のおや指の機能の著しい障害	① 一上肢の機能の軽度の障害	
	② 両上肢を手関節以上で欠くもの	② 両上肢のすべての指を欠くもの	② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	
								③ 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの
	④ 一上肢の機能を全廃したものの	④ 一上肢のすべての指を欠くもの	④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの	④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの	④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害	④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
				⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
				⑦ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの				
				⑧ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害				

《肢体不自由》 ※7級に該当する障害は、2以上重複する場合でなければ身体障害者手帳の交付を受けられません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級 ※
下 肢	① 両下肢の機能を全廃したものの	① 両下肢の機能の著しい障害の	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	① 両下肢のすべての指を欠くもの	① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害
	② 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの	② 一下肢の足関節の機能を全廃したものの ※注1	② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	② 一下肢の機能の軽度の障害
			③ 一下肢の機能を全廃したものの	③ 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	③ 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの		③ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
				④ 一下肢の機能の著しい障害			④ 一下肢のすべての指を欠くもの
				⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの ※注1			⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの
			⑥ 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの	⑥ 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの			
体 幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	① 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害		
		② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの					
脳乳病幼変児期 による前運動非機能 障害の	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※注1：人工骨頭置換・人工関節置換の認定基準について平成26年4月1日に改訂。

《心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障害》

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの ※注2		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう・直腸機能障害又は	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全ウイルス	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

※注2：ペースメーカー等植え込みの認定基準について平成26年4月1日に改訂。